

1. 議事日程第2号

(平成23年第7回大口町議会定例会)

平成23年12月2日
午前9時30分開議
於 議 場

日程第1 議案に対する質疑

日程第2(追加日程) 議案の委員会付託

2. 出席議員は次のとおりである。(15名)

1番	江 幡 満世志	2番	吉 田 正
3番	柘 植 満	4番	伊 藤 浩
5番	前 田 新生	6番	大 島 保 憲
7番	丹 羽 孝	8番	岡 孝 夫
9番	土 田 進	10番	齊 木 一 三
11番	宮 田 和 美	12番	酒 井 廣 治
13番	丹 羽 勉	14番	木 野 春 徳
15番	倉 知 敏 美		

3. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	森 進	副 町 長	大 森 滋
教 育 長	長 屋 孝 成	地域協働部長	近 藤 定 昭
地域協働部参事 兼 環 境 課 長	杉 本 勝 広	健康福祉部長	村 田 貞 俊
建 設 部 長	野 田 透	総 務 部 長	小 島 幹 久
生涯教育部長	近 藤 孝 文	生涯教育部参事 兼 生涯学習課長	松 浦 文 雄
会 計 管 理 者	吉 田 治 則	町民安全課長	前 田 正 徳
地域振興課長	平 岡 寿 弘	戸籍保険課長	掛 布 賢 治
福祉子ども課長	天 野 浩	保 育 長	中 野 幸 子

健康生きがい課長	宇野直樹	建設農政課長	鷓飼嗣孝
都市整備課長	渡邊俊次	行政課長	江口利光
税務課長	馬場輝彦	政策推進課長	社本寛
50周年記念事業 事務局長	前田悦巳	学校教育課長	竹本均
図書館長	熊崎哲也		

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	河合俊英	議会事務局 次長	吉田雅仁
--------	------	-------------	------

開議の宣告

議長（倉知敏美君） それでは皆さん、改めましておはようございます。

ただいまの出席議員は15人であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

（午前 9時30分）

議案に対する質疑

議長（倉知敏美君） まず日程第1、議案に対する質疑を行います。

質疑は、大口町議会会議規則第54条の規定により、同一議員につき、同一の議題について3回までとなっておりますので、御了承をお願いいたします。

なお、質疑、答弁とも簡潔・明瞭をお願いいたしまして、議事運営に格別の御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、まず最初に、議案第56号 大口町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、質疑に入ります。

ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（倉知敏美君） 吉田議員。

2番（吉田 正君） 説明の中で、新旧対照表のところ、障害者自立支援法の5条第12項に規定するというのは、どういう中身なのか。条文が一つなくなったもんだから、順繰りに来たということなんですけど、児童デイサービスがなくなったという御説明があったかと思うんですけども、その児童デイサービスというのは、障害者自立支援法から児童福祉法の方へ移動したということであるのならば、今度新たに介護補償ということで、児童福祉法に係る児童デイサービスという項目がこの中に入ってこないかつじつまが合わんのじゃないですか。

議長（倉知敏美君） 町民安全課長。

町民安全課長（前田正徳君） 今、吉田議員さんが質問されましたのは、今回の改正条例の2条にかかわる件でございます。1条で5条第12項が第13項になったということで、13項が12項に繰り上げということですが、今おっしゃられたとおりで、児童デイサービスが来年4月1日以降に削除されるということで、これは提案説明で説明させていただいたとおり、児童福祉法のサービスに再編されるということですので、この公務災害補償条例の介護補償の中では、その児童にかかわることが整理されたというように私どもは理解しておりますので、よろしくお願い致します。

(挙手する者あり)

議長 (倉知敏美君) 吉田議員。

2 番 (吉田 正君) 多分、国の言われたまんまにつくるものでこういうことになるんだと思うんですけど、児童デイサービスというものも、介護補償の中で必要だということで、多分盛り込まれておったんですけども、それが今の「子ども・子育て新システム」が、また一般質問で質問してくるわけですけども、今度の通常国会の中で多分こういう問題が出てくるんだらうということで、まだ実際には移っていないわけですね。そういう中で、この問題が先取りして、実は出てきてしまっているというのは、私は一つの問題だと思うし、現実的に児童デイサービスというのが、消防団の公務災害の補償の中に必要だということで盛り込まれてきているにもかかわらず、今度、児童福祉法に移行するからといって、それを削除するというのは、私はおかしいと思うんですよ。

要ると言っておって、今度は児童福祉法に移動したから要らんというようなことというのは、おかしくないですか。要るんだったら加えていかないかんじゃないですか。児童福祉法の方で、違いますか、これ。私の言っていることが間違っておるんだったら間違っておるで、もう 1 回教えてください。

議長 (倉知敏美君) 町民安全課長。

町民安全課長 (前田正徳君) 消防団員等公務災害補償条例の補償の項目には、この児童デイサービスは含まれておりません。この児童デイサービスは、障害者自立支援法の中に含まれておったもので、それを障害者自立支援法から児童福祉法の方に再編されるということですので、先ほど言いました整理されるということです。消防団員等の公務災害補償については変わりありませんので、よろしくをお願いします。

(挙手する者あり)

議長 (倉知敏美君) 吉田議員。

2 番 (吉田 正君) じゃあ、その項目はわかったんですけども、それだったら児童福祉法というのは、もう改正されちゃったんですか。

議長 (倉知敏美君) 福祉こども課長。

福祉こども課長 (天野 浩君) 関連がありますので、私の方から答弁させていただきます。

提案理由のところにありますように、「障害者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害者保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」と、非常に長い法律なんですけど、この法律につきましては、平成 22 年 12 月 3 日に公布されまして、この法律には関連する法律が障害者自立支援法、児童福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、社会福祉法等、数々の法律の改正の内容となっております。

ます。その中で平成24年4月1日までの間に施行するということになっておりまして、今内容にありました障害者自立支援法の改正に伴う児童デイサービス、この部分を児童福祉法に移すというのは、平成24年4月1日付で児童福祉法が施行されるということで、現段階ではまだ児童デイサービスは、今年度に限っては障害者自立支援法の中にあるという形で、来年の4月1日以降、児童福祉法の方に移管するという内容でございます。

議長（倉知敏美君） そのほかありませんか。

（発言する者なし）

議長（倉知敏美君） ないようですので、これをもちまして議案第56号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第57号 大口町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について、質疑に入ります。

ありませんか。

（発言する者なし）

議長（倉知敏美君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第57号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第58号 大口町職員等の旅費に関する条例の一部改正について、質疑に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（倉知敏美君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第58号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第59号 大口町税条例の一部改正について、質疑に入ります。

ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（倉知敏美君） 丹羽孝議員。

7番（丹羽 孝君） これは5,000円から2,000円に減額ということですけど、当然これはふるさと納税等の寄附金ですね。こういうものをふやそうということで目的にされていると思いますけれども、過去のふるさと納税の金額というのは、どれほどあったんでしょうか。

それから、町で三つのふるさと納税のコースを設けて、団体支援事業コースとか、施策事業指定コースだとか、いろいろ設けておられますけれども、それらのあれはどのくらいあったかをお聞きしたいと思います。

議長（倉知敏美君） 政策推進課長。

政策推進課長（社本 寛君） ふるさと納税の件ですので、私の方から御回答させていただきます。

細かい数字は、申しわけありません、今手元がないんですが、今年度ですと50周年に向けたふるさと納税ということで3万円ほどいただいております。

それから、昨年か一昨年かちょっと覚えがないんですが、30万ほど。これはどのコースと指定なしで寄附金をいただいております。過去にはそういったケースがありまして、今後、今回東日本の震災を受けて、さまざまな寄附金制度が少し拡充されながら、若干制度が混乱しているかのようなこともありますので、今、丹羽議員から御指摘のありましたコース等についても見直しをしながら整理をしたいというふうには考えておりますので、よろしく願いいたします。

（挙手する者あり）

議長（倉知敏美君） 丹羽孝議員。

7番（丹羽 孝君） 5,000円から2,000円になるということで、どのくらいの効果が町の税収に期待されるかということ。

もう一つは、税制上の促進策だけじゃなくて、町の方としてどのようなふるさと納税とかの税収の増加に努力をされておられるか。こういうことをお聞きしたいと思います。

議長（倉知敏美君） 税務課長。

税務課長（馬場輝彦君） 5,000円から2,000円、引き算しますと3,000円ということになります。それで税額控除ということですので、そのうちの町民税と県民税合わせて10%、町民税が6%ということで、3,000円の6%、180円が本人さんがプラスになるという数字です。これによってどれだけふえるかというのは、ちょっと予測がつきませんので、寄附金が控除で減るといふか、本人さんはふえますけれども、町の方は税額控除になりますので減るといふことですが、どのくらいの効果があるかというのは、ちょっと予測が難しいですので、数字としては考えておりません。

議長（倉知敏美君） 政策推進課長。

政策推進課長（社本 寛君） あと御指摘のありました、どれくらいふえるのかということなんですが、実はこの制度につきましては、例えば大口町に納める税を、その御本人がどこか自分の意志のあるところへ税を納めたいと。納めることによって、その町なり施策を応援することになりますので、本町の方でどれくらいの増収になるかという御質問への答えがらうければ、やはり私どもの町の施策が町外の方を中心に、より魅力のあるものに整理をしながらお示しをします。そこへ他市町の方からの御賛同を得てふるさと納税をいただくという側面と、それから大口町民の方で少し税額控除という制度があるんですけど、使うお金がふえる

んですが、自分の税をこういった施策へ充てていただきたいという意志をお示しいただく側面もあるかというふうに考えておりますので、今後、先ほどお話をいたしました、より魅力のある本町で取り組んでいる施策を整理しながら、ホームページ等でPRしていければなというふうには考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（倉知敏美君） そのほかありませんか。

（発言する者なし）

議長（倉知敏美君） ないようですので、これをもちまして議案第59号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第60号 大口町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について、質疑に入ります。

ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（倉知敏美君） 吉田議員。

2番（吉田 正君） なぜ、今の時期にこの改正があったのか、ちょっと御説明いただけますか。

議長（倉知敏美君） 福祉こども課長。

福祉こども課長（天野 浩君） 今回の改正につきましては、提案理由にありますように、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴う改正でございます。この法律の一部改正につきましては、平成23年7月29日の公布施行ということで、本来でありましたら9月議会での条例改正のタイミングも間に合ったかと思いますが、微妙なタイミングでして、県からも各市町に対して、12月議会においてそれぞれ条例改正を行うようにというような通達もありまして、今回、12月議会で条例改正をお願いするというものでございます。

（挙手する者あり）

議長（倉知敏美君） 吉田議員。

2番（吉田 正君） そうすると、今度新しく加わった部分、要するに兄弟姉妹に広がったということですね。そういうケースになってくると、例えば岩手県なり、宮城県なり、そういうところでお亡くなりになったかもしれんけれども、しかし、その兄弟がよその自治体におられるというケースが出てきますよね。例えば、その方が大口町におられるのかもしれないわね。

きのう、私が夕方車に乗っておったら、軽自動車の車のナンバーが「いわき」ナンバーだったんです。平仮名で「いわき」と書いてありましたから、恐らく福島県から来られた方なんだろうなというふうに想像するんですけども、これは東日本大震災に関連してくるものですか

ら、多くの被災者の方は東日本の方ということになるのかもしれませんが、改正するについては、やっぱり兄弟姉妹が全国に散らばっておる可能性があるわけですし、大口町にもおられる可能性もあるわけですので、そこら辺のお知らせも改正したというだけではなくて、そういったお知らせも十分にやっていかないといかんのかなという気がするんですけども、大口町の場合は改正なんですけれども、今の話、法律で改正されているわけですので、多分全国どこの自治体でも同じような条例はあるに決まっていますので、多分それに関連してくるんだらうと思うんですよ。

ですから、そういうお知らせというのは、今後どのような形でやっていかれるのでしょうか。
議長（倉知敏美君） 福祉こども課長。

福祉こども課長（天野 浩君） 今回の法律及び条例改正で加わりました兄弟姉妹といいますのは、被災当時お亡くなりになった方と同居してみえた方という形ですので、その時点で例えば遠隔地、例えば大口町なら大口町に住んでみえたという御兄弟は対象にはなりません。

ただ、被災された後に、例えば大口町に避難してきたという場合は、被災当時に同居していれば対象になりますので、ただ東日本大震災の避難については、町全体として、そういうふうに避難された方の情報については、町全体として把握しておりますので、例えば被災地の方から転入されてくれば、そういったところでチェックはできるかなと思っておりますので、今回の兄弟姉妹については、被災当時同居していた方という形ですので、あえて広く周知ではなくて、そういった転入のときでチェックできるかなというふうに考えています。

議長（倉知敏美君） そのほかありませんか。

（挙手する者あり）

議長（倉知敏美君） 丹羽勉議員。

13番（丹羽 勉君） 新設されました4条1項3号についてお尋ねをいたします。

3号の末尾に兄弟姉妹に対して災害弔慰金を支給するものとありますが、これは既に条例の3号で遺族に対して災害弔慰金の支給を行うことができると定めております。さらに、その遺族とは、法の3条の1項で、死亡した住民の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うことができるとして、この遺族とは、2項の方で、子、父母、孫及び祖父母、並びに兄弟姉妹、兄弟姉妹についてはいろんな要件がつけ加えられておりますけど、ここで既に遺族の範疇に入っておるわけです。遺族に対して弔慰金を支給するとあるならば、あえてここで3号を新設しなくても、2号というのは、前号の場合において同順位の遺族については、次に掲げる順序とするとあります。

改正前の法において、遺族とは、配偶者、子、父母、孫、祖父母とあって、この順位が示されております。この末尾に兄弟姉妹というものを入れればいいんじゃないかと思うんですが、

どのようにお考えでしょうか。

議長（倉知敏美君） 福祉こども課長。

福祉こども課長（天野 浩君） 今回、兄弟姉妹を新たにつけ加えたということなんですが、その大前提として、死亡者に係る配偶者、子、父母、孫、祖父母、つまり条例でいきます第4条2項に掲げております遺族が、すべて存在しない場合に、兄弟姉妹に対して対象を広げるよという内容でございますので、そういった意味合いで第2号とは違うポジショニングというような形で第3号に改めて、そういった2号の遺族とは違う位置だというような形を明確にする上で、あえて3号という新しい号をつくって、より明確にわかるように、その兄弟姉妹の位置づけを置いたという形で2号につけ加えるのではなくて、3号に新たに号として設けたというふうに考えています。

（挙手する者あり）

議長（倉知敏美君） 丹羽勉議員。

13番（丹羽 勉君） 兄弟姉妹も項の方で要件を付しております。今、答弁のありましたように、死亡当時同居し、または生計を同じくしていた者に限るということで、こういう要件を付した兄弟姉妹です。例えば、今まででもありました配偶者でも婚姻の届け出をしていないが、事実上の婚姻関係と同様の事情にあった者を含み、離婚の届け出をしていないが、事実上離婚したと同様の事情にあった者を除くというように、それぞれの今まででも、この配偶者についてはそういう要件がついておるわけです。じゃあ、これも2号から外して別のところへ持っていくべきじゃないかと、今の答弁からですと。ということになりますので、私は兄弟姉妹を別にここであえて別扱いをせんでもいいかなと思います。さらにお願います。

議長（倉知敏美君） 福祉こども課長。

福祉こども課長（天野 浩君） 確かに丹羽議員さんがおっしゃいますように、法律の方では第3条の2項で配偶者、それから子、父母、孫及び祖父母の後に、並びにという形で兄弟姉妹の定義がされておりますが、法律は法律として、やっぱり条例というのはわかりやすいという形で、やはり2号とは違う意味合いで兄弟姉妹を拡大したという形で、3号で別枠で新たに設けた方がわかりやすいという形で考えております。

（挙手する者あり）

議長（倉知敏美君） 丹羽勉議員。

13番（丹羽 勉君） 同じような答弁ですけど、私は結局、この4条の本文のところ、遺族というものを示して、この遺族というのは、法で今申し上げた、今答弁にもありましたように、配偶者以下、兄弟姉妹に至るまでの者を遺族ということにしておるわけですので、兄弟姉妹だけ、また新たに3号で災害弔慰金を支給するものとするというのは、この同じ4条の中で

2回、単純に言うと字句が出てくると思うんです。その必要はないかと私は思うんです。ということですが、もし間違っておるんなら、私の間違いを指摘していただければいいと思いますので、よろしく。

議長（倉知敏美君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） 条例の今回の改正の中で、まず法律上の改正は議員さんの方がおっしゃられる形の中で、まさにそういうふうになっております。それを受けて、今回条例を改正していくわけなんですけれども、条例第3条で支給するものとするということを定めておりますけれども、第4条につきましては、こういったことを定めておるかといいますと、その順位を定めております。今回、4条の第1項では、改正として兄弟姉妹の位置づけというものは、法律上改正されたんですけれども、順位としては、本当にそういった方たちが基本的にはだれもいなくてという状況の中で、順位としては全く別の順位という考え方をしております。

そういった中で、第1項では兄弟姉妹を除きますよと。一部改正文を入れまして、じゃあその順位として1号、2号という現在は形の中で、今おっしゃられる2号の中に兄弟姉妹を入れればいいのかという解釈も確かに成り立つかと思っておりますけれども、実際に兄弟姉妹の順位というところが別にとらえるというより、そういった解釈の中でいきますと、そこでは規定をしないという解釈を取ります。

そして、次に1項の中では1号、2号と来まして、第4条の2項では、兄弟姉妹を除いた形の中で、4条1項第2号、要は配偶者、子供、孫、祖父母そういった部分について、養父母があった場合、父母には養父母という場合も出てきますので、これの優先順位を第2項で定めております。

そして3項では、同じように兄弟姉妹を除いた中で、遺族、要は子供なり孫とかそういった人たちが遠隔地にいる場合には、4条1項2号で定める配偶者、子供、孫、そういった人たちが町長が適当と認める者に対して支給することができるかと定めております。

そして第4項では、兄弟姉妹を除いて、4条1項第2号、要するに子供たちですね、配偶者とか。そういった場合で、例えば子供さんが2人いると。同順位の遺族が2人以上いる場合の支給する解釈を定めているという構成に4条はなっております。このことを法律上での解釈を含めて兄弟姉妹も支給を受けることができるという規定が一つ入ってきておるんですけれども、現在の4条の構成では、兄弟姉妹は支給を受けることができません。そういった中で、4条1項に1号、2号、3号を加えて、ほかの遺族と異なる順位となる兄弟姉妹の受けられることを3号で今回規定をして、今おっしゃられる順位としてまず規定されます。

新たにもう1項起こして、兄弟姉妹の順位を指定して、さらにもう1項起こして、この場合は支給することができるということではなく、3号の中で兄弟姉妹が支給を受けることができ

るということで、規定をしていくという構成で解釈をいたしております。

説明がちょっと長くなってしまって申しわけないですが、以上です。

議長（倉知敏美君） そのほかありませんか。

（発言する者なし）

議長（倉知敏美君） ないようですので、これをもちまして、議案第60号の質疑を終了いたします。

次に、議案第61号 平成23年度大口町一般会計補正予算（第4号）の質疑に入ります。
ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（倉知敏美君） 前田議員。

5番（前田新生君） 61号の20、21ページですけれども、民生費の社会福祉費の高齢者福祉費ですけれども、この中で大口コミュニティー・ワークセンターですけど、減額が156万9,000円になっておるわけですけれども、この時期にこういうふうに減額される意味と、何を減額されたか、それについて、まずお聞きしたいと思います。

議長（倉知敏美君） 健康生きがい課長。

健康生きがい課長（宇野直樹君） 大口町コミュニティー・ワークセンターの補助金の減額について、御回答をいたします。

今年度は国の事業仕分けによりまして、国庫補助金の方が前年度の880万円から710万円に減額をされました。その経緯も踏まえまして、さらには国庫補助金の運営費、補助人件費限度額が新たに新設されておりまして、昨年度までは国庫補助金総額に対して約9割ほどを人件費に充てることができておりましたが、今年度からは476万4,000円までの人件費限度額となっております。そのような状況におきまして、国、それから県の指導がございまして、人件費の対象はコミュニティー・ワークセンターの正規職員となったために、町から派遣しております事務局長の人件費を、人件費ではなく謝金としてコミュニティー・ワークセンターの予算として計上をさせていただいております。

当初の国庫補助金は、事務局長の謝金分に対する補助金を抜いた553万1,000円を予定しておりましたが、ことし7月29日にその謝金分も含んだ710万円の国庫補助金が決定されておりますので、710万円から553万1,000円を差し引きまして、156万9,000円になるわけでございます。その分を町の補助金から減額させていただくということでございます。

（挙手する者あり）

議長（倉知敏美君） 前田議員。

5番（前田新生君） 今のお話ですと、国からワークセンターに直接補助になるかと思いま

すけれども、それに伴って町の方の補助金を減らすということはよくわかるんですが、要は減ってくるということは、基本的に町がワークセンターの維持費とか運営費について、全面的に責任を持っていくということになるかと思えますけど、本来はセンターのそういった補助金が起これば、その請求額は減ってくれば済むような気がするんですけど、そういう意味で、この段階で町の補助金を補正までしていくというのは、ちょっとよくわからないということで、考え方として、多分ワークセンターの運営については、国がふえれば減らすと。それから、国が減れば町としてはふやしたいという、まずそういう相関関係にあるのではないかと思うんですけど、そういう意味でワークセンターの運営について、必要性はわかるわけですが、全面的に町がやらなきゃいけない事業かなというところがちょっと疑問に思うんですけど、いかがですか。

議長（倉知敏美君） 健康生きがい課長。

健康生きがい課長（宇野直樹君） 町の補助金は、年2回に分けて支出をしておるわけですけど、コミュニティー・ワークセンターの方から2回目の支払いの前に補助金を減額してほしいという申し出がございましたので、町の方で協議させていただいた上で今回の補正減額という運びにしております。

議長（倉知敏美君） そのほかありませんか。

（挙手する者あり）

議長（倉知敏美君） 土田議員。

9番（土田 進君） 26、27ページ、道路橋りょう維持整備費、交通量調査委託料72万9,000円、これは町道布袋小牧線の交通量調査とのことですが、交通量調査をされる目的をお聞きしたいと思います。

議長（倉知敏美君） 建設農政課長。

建設農政課長（鶴飼嗣孝君） この件につきましては、一般質問の方でもいただいておりますけれども、この調査目的としましては、御指摘のとおり布袋小牧線の交通量がどの程度あるものかを計測、データを持つという形のものでございますけれども、この委託の中には、今、布袋小牧線は東西の路線でございますけれども、もう1本南北に走っております道路もございますので、そちらの交通量も地元の方から結構多いという話を聞いておりますので、測量させていただいて、今後の布袋小牧線の改良、実際に要るのか要らないのかも含めて検討の材料とさせていただくためのものがございます。

（挙手する者あり）

議長（倉知敏美君） 土田議員。

9番（土田 進君） 既に現況調査が23年2月から3月にかけて行われたと思います。拡幅計

画の図面も進んでいるのではないかと思います。通常、この交通量調査等はこの計画を立てる前に拡幅する必要があるのか、あるいは拡幅するならばどの程度の道路が必要なのかとか、そういった判断をするために行うのではないかと思います。今になって、なぜ交通量調査が必要なのか、再度御質問いたします。

議長（倉知敏美君） 建設農政課長。

建設農政課長（鶴飼嗣孝君） これは、昨年度、地元の方の方で地権者の方等、説明会をさせていただいておるんですけれども、その場でも拡幅ありきではございませんという形で、もし拡幅するに当たり、どのような建物があったり、物があるかということの調査を昨年度させていただいて、その状況に基づいて、今後実際にどのような道路をつくっていくかということのをこれから検討しましょうということでお話をしておりますので、この順序に基づいて今回交通量調査をするものであります。

（挙手する者あり）

議長（倉知敏美君） 土田議員。

9番（土田 進君） 交通量調査をされる地点、場所、時間帯はどのようでしょうか。

それともう1点、既に行われました現況測量に要した費用は幾らでしたでしょうか。お尋ねします。

議長（倉知敏美君） 建設農政課長。

建設農政課長（鶴飼嗣孝君） 交通量調査の時間につきましては、朝7時から13時間を予定しております。場所につきましては、東西南北それぞれ入ってくる部分と出ていく部分ですね。どれだけ入ってきて、どこで回ったかというのがわかるようなデータを取るよう委託する予定でありますので、よろしく願いいたします。

なお、先ほどの委託料につきましては、ちょっと今資料がございませんので、後ほど回答させていただきますので、昨年度の決算で届けますが、よろしく願いいたします。

議長（倉知敏美君） そのほかありませんか。

（挙手する者あり）

議長（倉知敏美君） 吉田議員。

2番（吉田 正君） 歳出からちょっと聞きたいなと思っておりますけど、14ページのところで補正額の特定期源の内訳で、身近でやさしい民主主義推進事業モデル事業補助金、これは何に充てるのか、ちょっと聞き漏らしましたので、もう一度教えてください。

それから、選挙費の中では、時間外勤務手当の減額等がありまして、全体としての時間外勤務手当の額は減っておると思うんですけれども、しかし、それを除くと時間外勤務手当が、例えば戸籍住民基本台帳費もそうですし、そのほかの課目の中にも時間外勤務手当の追加という

のが幾つか見受けられるわけですが、ここら辺の御説明がいただきたいなというふうに思います。

それから、24、25ページですけれども、水田情報システムの減というのがあるんですけれども、これは一体何をやるうとしておられたのか、ちょっと教えてください。

それから、あと今の交通量調査の話が出ていましたけれども、同じページから次のページにかけてでございますが、道路維持工事費を追加して、その一方で道路改良工事費は減額してあるわけですが、道路改良工事費は4,300万円減額、一方で道路維持工事費の追加は4,500万円の追加ということですが、この追加については、多分いろいろ地域からいろんな要望が出てくる中で、道路を直してほしいとか、そういう声も出てくるんでしょうけれども、そういった地域の要望以外に維持をしなければならないということで、追加工事ができたものなのか、どうなのか。ちょっとそこら辺のことについてもお教えいただきたい。

それから、28ページのところに学校建設費がありますけれども、南小学校の既設校舎の解体工事ですけれども、今年度中に契約をしなければならないということでございますけれども、いつ取り壊しにかかるんですか。例えば、卒業式とかそんなときに取り壊しということなのか、どういうつもりで工事にかかるのか、私はわかりませんが、いつそういう取り壊しにかかるのか、ちょっとお教えてください。

それから、その下のところに生涯学習施設費ということで、中央公民館の需用費で電気とガスの追加がありますけれども、これは例えば利用者が大幅にふえたとか、そんな理由があるんでしょうか。この点についても、ぜひお教えをいただきたいというふうに思います。以上です。
議長（倉知敏美君） 町民安全課長。

町民安全課長（前田正徳君） 14ページ、15ページの住民自治費、身近でやさしい民主主義推進事業モデル事業補助金91万円ですが、これについて何に充てられるかという御質問でございます。

これにつきましては、今年度、県が、住民組織がみずからの地域づくりを進める際の経費について助成する目的でこの新たな補助金制度を創設したものでありまして、大口町まちづくりを考える会が活動しておりました。その費用、具体的に言いますと、まちづくりを考える会委員さんと講師の報酬、それからその活動に係る消耗品、その考える会のアドバイザーの委託料、これらが182万円ございます。補助率が2分の1ということで91万円を上げさせていただいたものですので、既に歳出については予算措置済みということで、今回補助がつくということになりましたので、財源補正になるかということでございますので、よろしくをお願いします。

議長（倉知敏美君） 政策推進課長。

政策推進課長（社本 寛君） それでは、吉田議員の方から御質問いただきました時間外勤務

手当のことについて御回答いたします。

個々要因がありますので、簡単に御説明させていただきます。

まず15ページのプロジェクト推進事業につきましては、これは50周年記念事業の関係が主なんですけれど、過去大口町が取り組んできましたさまざまな施策、例えば土地改良であるとか、学校建設であるとか、そういった面に過去携わった方々にお話を聞きに伺っておりまして、その関係で、どうしても夜になりますので、伺うのが。そういったことで、その取りまとめ等に今後もう少し必要になるということで補正をさせていただいております。

それから17ページの住民基本台帳のところにつきましては、町名変更でありますとか、外国人登録関係の制度の変更が、従来より少し増加要因としてあったり、それから委託業務でという予算要求に対しまして、うちの方で、少し職員で時間外で対応してもらえないかということをお願いをした関係で、補正の増額をお願いしておるものであります。

それから21ページの社会福祉総務費につきましては、これは障がい者福祉計画の策定ということで、これは従来のもより少し増加要因があるということと、それから職員の方にできるだけ幅広くお仕事をさせていただこうということで、少し人事異動を行った関係で、どうしても異動した時点は少し仕事になれていないということで、ふえてくるといったようなことがあるかと思えます。

それから23ページの福祉医療費につきましては、今、戸籍保険と健康生きがい課が中心になって、PPKということでできるだけ町民の方々に健康に暮らしていただく時間を少しでも長くしようということで取り組んでおりまして、どうしても昼間はお仕事がありますので、夜に会議をやっている関係でふえております。

それから保育園費につきましては、これは輪番制に伴う勤務で、ほとんど代休で対応していただいておりますけれども、若干時間外勤務手当が発生するということと、朝と夕方、お子さんをお預かりしているところで未満児等がふえまして、若干保育士を置かなければいけないということで、臨時職員がどうしても見つからない分も、職員が交代をさせていただいておりますので、そういった関係で時間外勤務手当がふえております。

それから図書館につきましては、住民に光をそそぐ交付金をいただいて、システム改修とかトイレの改修等をいたしましたけど、その関係で少し前倒しで事業を行いましたので、時間外が増加したといったようなところが主なものであります。

議長（倉知敏美君） 建設農政課長。

建設農政課長（鵜飼嗣孝君） それでは25ページの水田情報システムにつきましては、改良工事の予算の配分ということで御質問をいただきました。

まず水田情報システムですけれども、このシステムは、もともとは生産調整のための資料を

つくるためのシステムでございまして、今までは担当職員であった者がつくったシステムを活用しておったんですけれども、担当職員も電算にたけた者がおればいいんですけれども、異動していった後、今回主な改正点としまして、戸別補償にも対応するという形になりましたので、そのシステムの変更等が出てきましたので、委託してだれでもが使えて、使いやすく変更があれば委託にて変更できるようなものという形で計画したものでございます。

当初、この予算につきましては、町の一般会計で施行しようと思っておったんですけれども、その後、国の方から地域水田農業推進協議会というものがあるんですけれども、そちらの協議会の方でこのシステムをつくれれば100%補助しますよということを、こちらから提案しておったところ、オーケーをもらいましたので、このたび町の予算は100%減額させていただいて、その分、国から直接協議会に入った形で、仕事自体はやめておりませんので、よろしくお願いいたします。

続きまして、改良工事に伴う維持費の増加ということですが、改良工事につきましては、ほとんど大きなものは発注いたしました。その結果、予算の段階では設計額で予算をとっておりますので、発注した結果の減額が出てきて、このたび減額させていただきました。そのお金を活用といっはなんですが、利用させていただきまして、維持の方で舗装とか外側線、カラー舗装等、計画をさせていただきますので、その分が補えるように補正をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

議長（倉知敏美君） 学校教育課長。

学校教育課長（竹本 均君） 29ページの南小学校既設校舎解体工事の件につきまして、御質問がございましたので回答させていただきます。

まず、この解体工事に当たりまして、建設におきましては校舎並びに体育館につきまして計画どおりほぼ進んできております。それにつきまして、今年度の卒業式等式典につきましては、旧校舎、新校舎、両方ある状態の中で完了をさせていただきたいと。ただ、新校舎ができて旧校舎の解体につきましては、4月以降、速やかに解体して、できるだけ授業等の支障が出ないようにということで、早々に対応しなきゃいけないと。それらをさかのぼりまして日程等を考えていきますと、どうしてもこの時期に解体の補正予算をお認めいただいて手続に入っていきたいというふうに考えております。

議長（倉知敏美君） 生涯教育部参事。

生涯教育部参事兼生涯学習課長（松浦文雄君） 29ページの中央公民館の管理事業の需用費、光熱水費、電気追加、ガス追加の件でございます。

電気、ガスとも節電の時期で取り組んではおりましたが、単価の上昇によって、当初予算に対しての不足が生じるのがわかりましたので、今回、補正をさせていただくものです。よろし

くお願いします。

(挙手する者あり)

議長(倉知敏美君) 吉田議員。

2番(吉田 正君) 2点ほど、ちょっと気になったんですけれども、この間のまちづくりを考える会の報告会もあって、本当にお疲れさまでしたというふうに言いたいと思いますし、いい報告会だったんじゃないかなということは思いました。ただ、身近でやさしい民主主義推進事業モデル事業補助金というのが使えるということがわかったのは、ちょっと遅かったのかなという気がするんだけど、要するにこの会は2年間にわたって検討してきましたとあって、そういう説明があったと思うんですけれども、1年目からもしわかっておいたら、この補助金がもらえるということ。そのときにはなかったんですかね。なかった。そうなんですか。

僕は、今の説明を聞いておって、これが1年目からあったら、また経費の節減ができたのになあと聞いておったんですけど、どうやら答弁はないんですけど、1年目はなかったよなんですね。それなら仕方がないですね。1年目からあるとよかったのになと思ったんですが、残念至極です。

もう一つ聞いておきたいのが、保育園の、今、お話を聞いていたら朝・夕の未満児が増加しているということで、臨時職員の人も見つからないというところなんですけど、コミュニティー・ワークセンターも、何か40代かそこらぐらいの保育士さんを募集中とあって、よく放送がかかっておったわけなんですけれども、あれも何か一時保育か何かをコミュニティー・ワークセンターのところでやりたいというようなことを、私はちらちらとあっちからもこっちからも聞いておるわけなんですけれども、それが保育士さんがなかなか募集をかけてもそろわないのか、ずっと放送がかかっておるなあという印象で私は聞いておったわけなんですけれども、そちらはそちらでそういう事業をやるために保育士さんの募集もする。保育園は保育園で未満児の増加があるということで、足りないからということで職員の時間外で対応しようとする。

そういうことになってくると、今度は人の取り合いというような形にもなるし、現実に募集をかけても来られないということになるとすれば、これは私は子育ての施策として、正規の職員の人を募集するかという話には私は当然なっていないことにはいかんのではないかなというふうに思うんですね。総合的に見てですよ。

そちらのコミュニティー・ワークセンターでもそういう事業を立ち上げようということが起きているということは、そういう需要があるからコミュニティー・ワークセンターとしてもやりたいということで、その事業を立ち上げようとしている。しかし、一方で人が集まらないというね。そういう中で、需要があっても人が集まらないでは、事業の始めようがないわけですね。

保育園の方でも、そんなふうで未満児、要するに未満児というのは3歳未満児という意味ですけれども、一番手のかかる部分ですね。また、お母さん方も仕事に早く復帰したいという、続けてみえる人にとってみれば、元の職場に早く復帰したいわけですので、本当は育児休業とかを取られればいいわけですがけれども、それも取らずに復帰される人もまだまだ現実には多いんじゃないでしょうかね。

そういうことですので、より一層保育士さんを確保するというのは、現実の問題として大口町としては困難になっているという認識をまず持っていただく必要があると思うんですけれども、副町長さん、そういう認識はありますか。

議長（倉知敏美君） 副町長。

副町長（大森 滋君） 今、御指名をいただきましたのでお答えさせていただきます。

この時間外、特に保育園に関しては、先ほど政策推進課長が御説明をしたようなこともありますけれども、保育園については、実は勤務時間が5時半から5時15分になりましたですね。その関係も大きいということもありますので、一概に3歳未満児がふえたというようなことで、それが原因で保育園が非常に手をかけておるということではなくて、勤務時間の変更による、15分というのが、これが幾つか重なって時間外手当の増額ということの大きな原因となったというふうでありますので、子育てでふえてくるということです。

議長（倉知敏美君） 吉田議員。

2番（吉田 正君） コミュニティ・ワークセンターでもそういう状況というか、需要があるのに確保できないというような状況があるわけですので、勤務時間が短くなったというのは今始まったわけではないですので、しかも、私が指摘しんかったら勤務時間を人事院勧告では短くするように勧告があったにもかかわらず、大口町はほったらかしにしてきたわけですので、現実の話としてね、そこで責任がないかのような言い方というのは、私はどうかなというふうに思うんですね。だから勤務時間が短くなれば、当然その分人が要るに決まっておるわけですので、その分、ちゃんと人を確保するのが、私は当たり前じゃないかというふうに思うんですよ。

だから、そんなことが理由だとか、そういうことというのは、私はおかしいと思う。むしろ、人をちゃんと確保するということに、なぜそこに力を入れないんですか。

議長（倉知敏美君） 政策推進課長。

政策推進課長（社本 寛君） 人事の面ですので、私の方から少し御質問にお答えしたいと思います。

保育園もそうですが、小・中学校もそうだと思うんですけれども、担任という制度がございます。今、吉田議員が御指摘のように、人を確保すれば回っていく仕事と、人がたくさんいても、

例えば、きょうはこのクラスは社本先生だけど、あしたは小島先生ですよとか、この時間は社本先生だけど、この時間は小島先生ですよというふうに分けることができれば、そういった人を確保すればいいんじゃないかということは確かにあると思うんですけど、先ほどお話をしました特殊性もございまして、保育園の方とどういった形で人を確保していくのがいいのかということを検討しているところであります。

勤務時間につきましても、支障のない範囲で勤務時間を減らすということで勧告がありましたところ、1年間本町についてはどういった影響があるんだとか、住民の理解を得られるのかということで延長したというふうに聞いております。そういった面で、短時間だけ、朝1時間半来てくださいとか、夕方1時間半来てください、2時間来てくださいという勤務の状況になかなか現実に来ていただける方が少ないというのも一方ではあります。

一方では、子供さんを預かってほしいと。未満児ですと5人に1人とか、7人に1人とか確保しなければいけないと。そうすると、早く受け入れようと思えば、その時間にそれだけの保育士を置かなければいけないといったようなことで、単純に人をふやせばということではないというのは、十分御承知だと思えますけれど、そういったところでの悩みは現実にあります。

ただ、そういったことでここ一、二年、今回期限付きの職員採用をしたりとかということで、保育士の年齢層を広げよう。さらに保育士の方に育児休業等をとっていただこうと思うと、その職員を確保しなければいけないと。私がここへ来たときには、たしか保育士40人中10人ほどが育休・産休中でして、とても園を安定して回していくということに、かなり保育長さんが苦労してみえた時代もありました。一方で、買い物に行けば、保護者の方が担任の先生がとかという話を耳にすると、そういう側面もあるわなということで、非常に預かる時間を長くしながら職員の勤務体制を確保して、さらに担任をとということになってきますと、本当に難しい面がありますので、検討しないわけではないですし、十分認識もしておりますけれど、そういったところ、もう御承知だと思えますけど、御理解いただいて、もうしばらくお時間をいただければというように思いますので、よろしく願いいたします。

議長（倉知敏美君） そのほかありませんか。

（挙手する者あり）

議長（倉知敏美君） 前田議員。

5番（前田新生君） 今のコミュニティー・ワークセンターについて御質問いたします。

もう一つ忘れておまして、今、吉田議員から保育園の事業とワークセンターの新しく立ち上げるとい事業はバッティングするんじゃないかというお話がございましたけど、コミュニティー・ワークセンターですね、今お話のように、本来は60歳以上で定年延長とか、そういう対応でシルバー人材センターですか、そういうような発想で始められたわけですけども、大

口町におきましては、コミュニティ・ワークセンターということで、45歳以上ですかね、60歳以下の方もこの枠におさめようということでお話しになったわけですが、実はこの予算そのものは老人福祉というような形となっておりますけれども、現在、これは明らかに雇用対策という、言ってみれば労働費といえますか、そういう性格のものじゃないかなと実は思っているわけです。

そういう意味で、コミュニティ・ワークセンターのあり方について、今後、やはり60歳以下の中高年者を対象とされていくのかどうか、その辺をちょっとお聞きできればと思っております。

議長（倉知敏美君） 健康生きがい課長。

健康生きがい課長（宇野直樹君） 今、実際、コミュニティ・ワークセンターにつきましては正会員が60歳以上になっておりまして、約200名の方が登録をされております。それから45歳から59歳、60歳未満の方が準会員と申しまして、今8人の方が登録をされている状況でございます。

御質問の中に、コミュニティ・ワークセンターの置く位置ということであると思えますけど、私どもとしましては、あくまでも高齢者の皆さん、60歳が高齢者かどうかということも大変疑問に思っておりますけど、働くことによりまして健康を保ったり、ふれあいの場をつくったり、それを住民の皆さんとその場を提供していくというように考えておりますので、現状、私どもの方のところということで考えておりますので、よろしくお願いたします。

議長（倉知敏美君） そのほかよろしいでしょうか。

（挙手する者あり）

議長（倉知敏美君） 丹羽勉議員。

13番（丹羽 勉君） 1点お伺いします。

15ページの50周年記念事業で協働委託料として二つの事業がここに予算が計上されております。この事業の内容をちょっと教えてください。

議長（倉知敏美君） 50周年記念事業事務局長。

50周年記念事業事務局長（前田悦巳君） 丹羽議員さんの御質問にお答えをさせていただきます。

15ページですが、協働委託事業としまして、「HAPPYバースディ！おおぐち事業」と「50th記念式典合唱事業」という二つの協働事業の予算を上程させていただきました。その中身についてですが、それぞれ町民団体の方から企画提案書が出ておりまして、その内容につきましては、まず「HAPPYバースディ！おおぐち事業」につきましては、来年4月1日で大口町が50周年を迎えるわけですので、この50周年を町民挙げて祝いたい。この日に

記念式典も挙行させていただくわけなんですけど、記念式典だけですと、どうもその式典に共鳴いただいた方、限られた方しかその内容を享受できないということで、それでは寂しいだろうということで、「町民活動おまかせてネット」さんが中心となって企画を立てていただきました。

その内容は、今の企画段階なんですけれども、庁舎の前、庁舎の駐車場と横の駐車場も使わせて、それと道路も閉鎖をして、その中で住民のまちづくり活動をしているいろんな団体さん、企業さん、そういったところに声をかけて50年を祝える場としたいという形で企画検討をしていただけているというような内容です。

あと、「50th記念式典合唱事業」というのは、NPO登録団体に櫻組さんというのがあります、こちらからの企画提案なんですけれども、記念式典の中でオープニングとエンディングの部分で合唱を取り入れたいというふうに考えておりまして、その部分につきまして、私たちがやらせてほしいということで、大口町内には合唱グループが、この櫻組さんを含めまして少年少女合唱団だとか、グリーンコーラスだとか、おたまじゃくしとかといったものだとか、スタインウェイの会というような、合唱とはちょっと離れるかもしれないですけど音楽グループがございます。そういったところに声をかけて、町民みんなで50年の式典を祝える場として、希望の歌だとか、大口町のイメージソングを、これは今、普通の歌バージョンとマーチバージョンというのがあるんですけれども、それではちょっと合唱曲になじまないということで、これを合唱曲にアレンジしてみんなで歌いたいという企画を持ってきていただきまして、そういった歌を式典の中で歌って、みんなで式典を盛り上げていきたいというような内容になっております。簡単には以上です。

議長（倉知敏美君） そのほかありませんか。

（発言する者なし）

議長（倉知敏美君） ないようですので、これをもちまして、議案第61号の質疑を終了いたします。

会議の途中ですが、10時45分まで休憩といたします。

（午前10時41分）

議長（倉知敏美君） それでは休憩を閉じ、会議を再開いたします。

（午前10時45分）

議長（倉知敏美君） 建設農政課長。

建設農政課長（鶴飼嗣孝君） 先ほど、土田議員から御質問をいただきまして御回答できませ

んでした布袋小牧線の現況測量調査の委託料でございますが、金額の方ですけれども183万7,500円でございますので、よろしく願いいたします。

議長（倉知敏美君） それでは、続きまして、議案第62号 平成23年度大口町介護保険特別会計補正予算（第3号）の質疑に入ります。

ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（倉知敏美君） 丹羽勉議員。

13番（丹羽 勉君） 9ページが一番最後ですけど、高齢者公の施設利用助成追加96万円、これは、22年度には一般会計で計上されておりました。なぜ、この特別会計、予算のときに言えと言われるかもしれんですけど、今気がつきましたので、お尋ねいたします。

議長（倉知敏美君） 健康生きがい課長。

健康生きがい課長（宇野直樹君） 高齢者公の施設利用助成でございますけど、介護特会の方で地域支援事業の方に今年度から入れさせていただきまして、少しでも補助金がつくようなことでことしから入れさせていただきまして、よろしく願いいたします。

議長（倉知敏美君） そのほか。

（挙手する者あり）

議長（倉知敏美君） 吉田議員。

2番（吉田 正君） 介護保険のサービス給付費の追加があるわけですけども、これは例えば利用者の1人当たりの利用料がふえたのか、それとも利用者そのものがふえたのか、どういう関係ですか。

議長（倉知敏美君） 健康生きがい課長。

健康生きがい課長（宇野直樹君） まず、利用者につきましては要介護認定者の増ということで、要介護認定者が36人、昨年度から比べますとふえてまいりました。それから、さらにはサービスの利用料でございますけど、こちらにつきましても昨年度よりふえてまいりまして、特に訪問介護、ヘルパーですね。それから通所介護、こちらはデイサービスでございます。さらには通所リハビリといいまして、最近そういう施設へ行ってリハビリをしたいという方がかなりふえてまいりましたので、両方の面でふえてきたということで今回補正をさせていただいたということでございますので、よろしく願いいたします。

（挙手する者あり）

議長（倉知敏美君） 吉田議員。

2番（吉田 正君） そうすると要介護認定者というのは何人から何人にふえたのかわかりますか。それもちょっと教えてください。

一方で、介護予防サービスの給付費が減になっているわけですがけれども、結局、要介護者がふえることによって、介護予防しなければならない人が逆に減少するという関係なんですか。

議長（倉知敏美君） 健康生きがい課長。

健康生きがい課長（宇野直樹君） まず、要介護認定者の数字でございますけど、10月末現在でお願いしたいと思いますが、昨年は462名に対しまして、今年度が490名ということでございます。月々に変動がございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、減額の方でございますけど、一つ目が地域密着介護サービス費の800万円の減額の方でございますけど、これは当初予算の際に利用者の平均を12人で見込んで計上させていただきましたけど、今年度平均利用者数は10人ということでございますので、こちらは減額をさせていただきました。

それから、介護予防サービス費700万円の減額でございますけど、当初予算では10%の伸びを見込んでおりましたが、要支援者の伸びが少ないということによりまして減額をさせていただいたという経緯でございますので、よろしくお願ひいたします。

（挙手する者あり）

議長（倉知敏美君） 吉田議員。

2番（吉田 正君） 要支援者の伸びが少ないということなんですけれども、大体大口町というのは、もともとが愛知県内で比較すると要介護者の65歳以上の人に対する割合というのは、かなり低いということを以前も指摘させていただいたわけですがけれども、多分おとしぐらいの数字だったと思うんですけれども、9.8%、10%を切るような状況であったかと思ひますけれども、その当時、たしか400人そこそこだったんじゃないかなと思うんですけれども、そこからするとかなりの伸びが出てきている状況があるわけですね。

指摘したもんだから伸びてきたのか、どういうふうなのか私はわからんわけですがけれども、これだけ急激に要介護者が伸びてきた原因というものは、何かそちらの方でつかんでみえるんですか。

というのは、それ以前まではそんなに伸びていないんですよ。急激に伸びている感じがするんですね、私からすると。だから、それには一定の要因があるんじゃないかなというふうに思ひますね。要介護者だからといって、そのサービスを使うわけではないわけで、施設がふえるから介護給付費がふえるということでもないんですね、そういう意味では。あるから使うということも、それは当然あるわけですがけれども、しかし、要介護者が急激にふえてきている要因そのものについては、どのように把握してみえるのか、ちょっとお教へいただきたい。

議長（倉知敏美君） 健康生きがい課長。

健康生きがい課長（宇野直樹君） 明確な要因まではつかんではおりませんが、要介護1から5までございますけど、特に要介護1と2、要はその辺の方々が要支援との行き来が大変多く、今年度は特に要介護1の部分でたくさんふえたということで、先ほど吉田議員さんがおっしゃられました認定率ですね、あちらの方も23年度におきまして、今のところ11.2%まで伸びておりますので、実際に伸びているという実情の中で、私どもも今回補正をさせていただきましたので、さらに原因究明をしていきたいというように考えております。

議長（倉知敏美君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

議長（倉知敏美君） ないようですので、これをもちまして、議案第62号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第63号 平成23年度大口町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の質疑に入ります。

ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（倉知敏美君） 吉田議員。

2番（吉田 正君） 減額だもんですから、あんまり言うことがないんじゃないかということなのかもしれませんけれども、どうしても下水道の区域に入らない戸数というのは、どのぐらいあるんですか。将来的に右岸と左岸と整備されていくわけですけれども、今、大口町で世帯数が大体7,900世帯ぐらいですか、住民票上はね。実際の家戸数というのは、また違ってくるわけですけれども、100%下水道の流域にどうしても該当しないような戸数というのは、どのぐらいあるんですか。ちょっとそれを教えていただけますか。

議長（倉知敏美君） 都市整備課長。

都市整備課長（渡邊俊次君） 住基に対します処理区域内人口で、74.1%です。

（挙手する者あり）

議長（倉知敏美君） 吉田議員。

2番（吉田 正君） そうすると、住基に対する流域の人口で見るとということなんですね。世帯じゃなくてね。そうすると、今大体2万2,200人ぐらいの人口ですので、その大体4分の1ぐらいですから1万8,000弱ぐらいですか、人口的にいくと。そのくらいになるんだろうというふうに、今ざあっとの計算ですけれども、そうすると将来的には人口は減っていくわけですけれども、現在も人口的には減りだしましたよね、現実の話として。この間のまちづくりの報告会の資料を見ると、まだこれからも将来人口がふえていくような統計の資料が出ていて、この統計の資料はかなり古いなと思いながら私は見ておったんですけれども、大口町の人口は

今減りつつあるところなんですよ、現実。だからどうなっていくのかわからんですけれども、大体75%ぐらいのところの人たちは、その下水道の享受が受けられるけれども、あとの25%ぐらいのところについては、下水の享受が受けられないという考えで間違いないんですか。

これは農業集落家庭排水も全部含めての話だと思えますけれども、そうすると、あと25%の区域については、どういう対応をこれから町としてはとっていかれるのか。そういう予定とか計画とか、もしあったら伺っておきたいと思えますが。

議長（倉知敏美君） 都市整備課長。

都市整備課長（渡邊俊次君） 先ほどの数字につきましては、農集排は含まれておりません。

それで、区域外の方につきましては、今、右岸につきましては認可の拡大、竹田地区とかはやっておりますし、左岸につきましても飛び地の部分、認可の拡大をやっております。なおかつ、それに抜けた部分につきましては、今後の方針としてはどうなるかわかりませんが、今のところは合併浄化槽で対応をお願いしたいというように考えております。

（挙手する者あり）

議長（倉知敏美君） 吉田議員。

2番（吉田 正君） その合併浄化槽で対応するという、それは僕も当然のことじゃないかなというふうに思うんですね。

あと、言わせていただくなれば、農地転用そのものですね、多分。それが多分問題になってくるんじゃないかなというふうに思うんです。要するに、下水を新たに引かなければならないような区域というところが出てくるというのは、えてして農地の部分ではないかなというふうに思うんですね。もし家が建ったり何でかしてということになってくるとすれば、そういった農地転用と下水道問題というのは、私は深いかわりがあるというふうには思っておるわけですが、そうしたこともぜひ勘案しながら、この今の下水道問題も一方でなるだけあった方がいいに決まっていますので、区域の拡大を一定図るのも仕方がないのかなということ私は思います。

自分で実際に引いてみて、本当に思ったんですけれども、どぶの水がなくなって、本当ににおわなくなるんですよ。それまで泥は多少たまるんですけれども、雨水とか流れるわけですから。しかし、そのたまった泥に虫がわからないですよ、まず。だから、そういう意味では、非常に下水道というのは衛生的になっていくんだなあというふうに思いますし、人間が出すいろんな雑排水というのは、物すごく栄養価が高いもんですから、いろんなものが一方で育つんだなあということを実感したんですけれども、ぜひ下水道事業についても、一定の住宅のまとまりのある部分については、少しでも拡大していくような方向性も一定を持ちながら、ぜひ進めていただきたいなというふうに思いますので、それは、また要望にしておきますので、答弁は要

りませんので、また町としてもよく御検討いただければなというふう思います。

今の74%というのは、農業集落家庭排水が含まれていないということですので、そうすると大屋敷と豊田の一部だったかな、西奈良子ですね、その部分が含まれていないので、それを合わせた数字は、また後刻聞きに行きますので、また後で教えてください。以上です。

議長（倉知敏美君） ほかにありませんでしょうか。

（挙手する者あり）

議長（倉知敏美君） 土田議員。

9番（土田 進君） 下水道が供用開始になってから、豊田、秋田におきましては、もう10年以上たっていると思います。にもかかわらず、いまだに接続をされていない家庭があると思います。現在の接続率はどれぐらいか、お聞きしたいと思います。

議長（倉知敏美君） 都市整備課長。

都市整備課長（渡邊俊次君） 大口町の公共下水道につきましては、御案内のとおり、左岸の公共、右岸の公共、それから左岸の特環とございますけれども、まず左岸の公共につきましては、接続率といいますか水洗化率になりますけれども93.5%であります。

次に、左岸の同じく特環でありますけれども、こちらの方は56.6%であります。

右岸の公共、現在施行中でありまして、64.3%でございます。

農集排につきましては97.15%でございます。

（挙手する者あり）

議長（倉知敏美君） 土田議員。

9番（土田 進君） 接続をしていない人に対して早く接続をするようにという指導をどのようになさっておられるのか、お聞きしたいと思います。

議長（倉知敏美君） 都市整備課長。

都市整備課長（渡邊俊次君） 右岸につきましては、ポスティングあるいは訪問等をさせていただいておりますが、その他につきましては、広報等で御案内の方をさせていただいておりますので、よろしく申し上げます。

（挙手する者あり）

議長（倉知敏美君） 土田議員。

9番（土田 進君） 私の近くでも接続を試みえない方があります。もう10年以上たっているわけですから、住民の間でも接続をしていない家庭の近くの方からは苦情を聞いております。厳重に指導をしていただきたいと、よろしくお願いを申し上げます。以上です。

議長（倉知敏美君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

議長（倉知敏美君） ないようですので、これをもちまして、議案第63号の質疑を終了いたします。

次に、議案第64号 尾張市町交通災害共済組合理約の変更について、質疑に入ります。
ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（倉知敏美君） 質疑なしと認めます。

これをもちまして、議案第64号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第65号 尾張農業共済事務組合理約の変更について、質疑に入ります。
ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（倉知敏美君） 質疑なしと認めます。

これをもちまして、議案第65号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第66号 愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、質疑に入ります。
ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（倉知敏美君） 質疑なしと認めます。

これをもちまして、議案第66号の質疑を終了いたします。

次に、議案第67号 大口町道路線の変更について、質疑に入ります。
ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（倉知敏美君） 吉田議員。

2番（吉田 正君） これは図面を見ていただくとわかるんだけれども、矢戸川に最終的にはぶつかる道だと思うんですけども、矢戸川の堤防敷というのは、実際、舗装もされていないですし、ちょっとした車が通るわけにはいかんような状態になっているというふうに理解しているんですけども、だから起点から終点にかけての道がこういう形であるにしても、実質的に通り抜けができんというふうに言ってもいいんじゃないかなというふうに思うんですけども、そこら辺はどういうふうに考えてみえるんですか。

議長（倉知敏美君） 建設農政課長。

建設農政課長（鵜飼嗣孝君） この道路が通り抜けできるかという御質問ですけども、まずお恥ずかしい話でございますが、この終点が手前で終わっていたのがわかったのが、車で結構、矢戸川の管理道路ですけども、通られる方がお見えのようで、でこぼこだから何とかしてくれというお話がございまして、それじゃあどこの管理だということで調べました。

そうしましたところ、この部分について道路認定してございませんでしたので、今回変更させていただくという形と、あと管理用道路につきましては県が管理しておりますので、そちらの方へ要望を出しまして、穴ぼこについては補修の方を、舗装等はできませんけれども、砂利とかで補修していただくという形でお話をしたというところがございます。よろしくお願いいたしますします。

議長（倉知敏美君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

議長（倉知敏美君） ないようですので、これをもちまして、議案第67号の質疑を終了いたします。

次に、議案第68号 大口町道路線の認定について、質疑に入ります。
ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（倉知敏美君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第68号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第69号 国土調査法による地籍調査に伴う字の区域の設定について、質疑に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（倉知敏美君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第69号の質疑を終了いたします。

議長（倉知敏美君） ここで暫時休憩といたします。

（午前11時08分）

議長（倉知敏美君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

（午前11時10分）

議長（倉知敏美君） 本日予定しておりました日程はすべて終了いたしました。

ここでお諮りをいたします。5日月曜日に議案に対する質疑、議案の委員会付託を予定しておりましたが、本日で質疑が終了したため、お手元に配付いたしました追加議事日程のとおり、本日の日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（倉知敏美君） 異議なしと認めます。よって、追加議事日程のとおり議題とすることに

決定をいたしました。

議案の委員会付託

議長（倉知敏美君） 追加日程第2、議案の委員会付託を行います。

ただいま議題となっております議案第56号から議案第69号までについては、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することにしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（倉知敏美君） 異議なしと認めます。よって、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定をいたしました。

散会の宣告

議長（倉知敏美君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

5日月曜日に予定しておりました本会議は、本日で日程が終了したため、休会といたします。次回は12月13日火曜日午前9時30分から本会議を再開し、一般質問を行います。

本日はこれをもって散会といたします。お疲れさまでした。

（午前11時12分）

議 案 付 託 表

平成23年第7回大口町議会定例会（12月定例）

委 員 会	議案番号	件 名
総務建設 常 任 委 員 会	第56号	大口町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
	第57号	大口町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
	第58号	大口町職員等の旅費に関する条例の一部改正について
	第59号	大口町税条例の一部改正について
	第61号	平成23年度大口町一般会計補正予算（第4号）（所管分）
	第63号	平成23年度大口町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
	第64号	尾張市町交通災害共済組合理約の変更について
	第65号	尾張農業共済事務組合理約の変更について
	第67号	大口町道路線の変更について
	第68号	大口町道路線の認定について
第69号	国土調査法による地籍調査に伴う字の区域の設定について	
文教福祉 常 任 委 員 会	第60号	大口町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
	第61号	平成23年度大口町一般会計補正予算（第4号）（所管分）
	第62号	平成23年度大口町介護保険特別会計補正予算（第3号）
	第66号	愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について